

対面授業における留意事項

今年度も各科目の授業実施にあたり、ご尽力、ご協力いただき、どうもありがとうございます。「緊急事態宣言」発出に伴う対処方針について」においてお知らせいたしましたように東京都に緊急事態宣言が発令されている期間中も、本学の活動指針レベル 1.5 を維持しますので、各科目の授業実施形態に変更はありません。これまで対面で授業を行っていただいている科目については、引き続き対面授業を実施していただきます。授業実施にあたっては、「新型コロナウイルス感染症対策 対面授業実施についての注意事項」（本学保健センターのガイドライン <https://www.tsuru.ac.jp/uploaded/attachment/2069.pdf>）によって、感染防止対策を講じていただきますよう、あらためてご協力をお願いいたします。また、下記の点にもご留意ください。

- ・発熱(平熱より 1℃高い場合)や倦怠感などの体調不良があるときには出勤しないで休養してください。その場合は速やかに保健センターに電話で相談してください。基本的に、発熱や症状が軽快して 2 日は自宅療養していただきます。また、新型コロナウイルス感染症に罹患した、濃厚接触者となった場合も保健センターに連絡してください。
- ・上記の自宅療養期間には、授業形態を遠隔授業に切り替えて実施していただくことができます。その場合は、学務ポータル S t e p により履修者に実施日時、実施方法を周知するとともに、学生課教務担当に実施の日時をお知らせください。
- ・対面授業を実施している科目において、授業内容上、感染リスクが高まる場合（たとえばマスクを着用しない活動を伴うなど）は、感染防止対策として回数を限って遠隔授業を行うことができます。その場合は、学務ポータル S t e p により履修者にあらかじめ実施日時、方法を周知するとともに、学生課教務担当に実施の日時をお知らせください。
- ・時限間の学生の移動による密集・密接を避けるため、授業終わりのチャイムが鳴るまでには学生全員が退室できるように、授業を終えてください。

令和 3 年 4 月 28 日
都 留 文 科 大 学